

副
本

平成16年(行ウ)第43号 公金支出差止等請求住民訴訟事件
原告 青木 良明 外20名
被告 群馬県知事 外1名

副本直送

答 弁 書

平成17年1月24日

前橋地方裁判所民事第2部合議係 御中

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2丁目6番4号 虎ノ門1.1森ビル3階
伴法律事務所(送達場所)

被告兩名訴訟代理人弁護士 伴 義

電話 03-3501-5591

FAX 03-3501-5593

弁護士伴義聖復代理人弁護士 堀内 徹

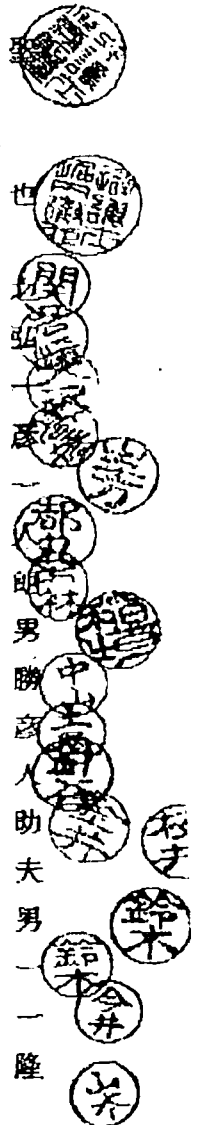
被告群馬県知事指定代理人

同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同

関 隆
岩 崎
大 沢
高 橋
生 方
都 丸
若 林
稻 垣
中 山
土 屋
針 谷
金 井
桜 井
鈴 木
鈴 木
今 井
山 本

被告群馬県企業管理者指定代理人

同
同



(本案前の答弁)

第1 本案前の答弁の趣旨

- 1 請求の趣旨第2項の請求に係る訴え(被告群馬県企業管理者に対し怠る事実の違法確認を求める訴え)並びに請求の趣旨第3項のうち(2)及び(3)の請求に係る訴え(被告群馬県知事に対し水源地域対策特別措置法12条1項2号に基づく水源地域整備事業の経費負担金及び財団法人利根川・荒川水源地域対策基金の事業経費負担金の支出の差止めを求める訴え)をいずれも却下する
- 2 前項の各訴えに係る訴訟費用は原告らの負担とする
との判決を求める。

第2 本案前の答弁の理由

1 請求の趣旨第2項について

- (1) 地方自治法242条の2第1項は、普通地方公共団体の住民は、住民監査請求をした場合において、監査委員の監査結果等に不服があるときは、裁判所に対し、住民監査請求に係る違法な行為又は怠る事実につき、訴えをもって同項第1号ないし第4号に掲げる請求をすることができる旨規定し、同項3号は、「当該執行機関又は職員に対する当該怠る事実の違法確認の請求」と規定している。

ここでいう「怠る事実」とは、地方自治法242条1項に掲げる「公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実」をいい、また、「財産の管理を怠る事実」にいう「財産」とは、「公有財産、物品及び債権並びに基金」のことをいう(地方自治法237条1項、238条1項)。

原告らは、請求の趣旨第2項において、被告群馬県企業管理者が国土交通大臣に対しハッ場ダム使用権設定申請を取下げ義務があるのにその行使を違法に怠っているとして、「財産の管理を怠る事実の違法確認」を求めているが、原告らは、「ダム使用権は物権である(特ダム法第20条)から、ダムの完成を停止条件としてその設定を受けるべき地位、すなわちダム使用権の設定予定者の地位は、水道事業ないし工業用水道事業の用に供する資産(地方公営企業法第9条第7号)であり、従って地方公共団体の財産である(地方自治法第237条)」と主張し(請求の原因第4項(3)イ、12頁)、「ダム使用権の設定を受けるべき地位」なるものを「財産」と構成し、被告群馬県企業管理者は、その地位の放棄(ハッ場ダム使用権設定申請の取下げ)をする義務があるのに違法にその行使を怠っていると主張している。

- (2) 原告らの主張する「ダム使用権の設定を受けるべき地位」なるものが地方公

共同体の「財産」に該当するためには、上記したように、それが「公有財産、物品及び債権並びに基金」のいずれかに該当しなければならない。

しかし、特定多目的ダム法20条で「ダム使用権」は確かに物権とみなされ、不動産に関する規定が準用されるが、ダム使用権は国土交通大臣の設定をまたなければならない(同法17条)、ダム建設完了前は設定予定者であっても物権とみなされるダム使用権が発生することはありません。また、本件のようにダム使用権の設定を申請しただけ(あるいは基本計画に設定予定者として定められているだけ)では、物権に類する権利が発生するわけではないから、「ダム使用権の設定を受けるべき地位」が、地方自治法238条1項各号の「公有財産」のいずれにも該当しないことは明らかである。

また、ダム使用権の設定を申請している地位が、「債権」や「物品」又は「基金」でないことも明白である。

したがって、原告らの主張する「ダム使用権の設定を受けるべき地位」なるものは、「財産」に当たらないから、本件の財産の管理を怠る事実(ハッ場ダム使用権設定申請を取下げ義務があるのにその行使を怠る事実)の違法確認を求める訴えは、不適法であり却下を免れない。

- (3) また、本件の財産の管理を怠る事実の違法確認の訴えが適法といえるためには、被告群馬県企業管理者の行為が財務会計上の行為としての財産管理行為に当たる場合でなければならない。すなわち、最高裁平成2年4月12日第一小法廷判決(民集44巻3号431頁)のいうように、地方自治法242条1項の財産管理は「財産的価値に着目し、その価値の維持、保全を図る財務的処理を直接の目的とする財務会計上の財産管理行為」でなければならないからである(その他、多くの裁判例がある。)

しかし、本件において、仮に原告らが主張するように、「ダム使用権の設定を受けるべき地位」なるものが「財産」に当たるとしても、そもそもダム使用権の設定申請を取り下げるか否かの行為は、円滑な利水行政の推進を図る見地からする利水行政担当者としての行為(判断)であって(特定多目的ダム法15条1項、2条1項等)、前記最高裁が判示する「財産的価値に着目し、その価値の維持、保全を図る財務的処理を直接の目的とする財務会計上の財産管理行為」に当たるものではない。

したがって、この点からも、本件の財産の管理を怠る事実(ハッ場ダム使用権設定申請を取下げ義務があるのにその行使を怠る事実)の違法確認を求める訴えは、不適法であり却下を免れない。

2 請求の趣旨第3項の(2)及び(3)について

きわめて複雑となるため、おいて本件における財務会計行為(公金の支出)の詳細説明をまっ、明らかにする。

(本案に対する答弁)

第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する
 - 2 訴訟費用は原告らの負担とする
- との判決を求めら。

第2 請求の原因に対する答弁

ハッ堀ダム建設事業の概要の説明とともに、おいて答弁する。

以上